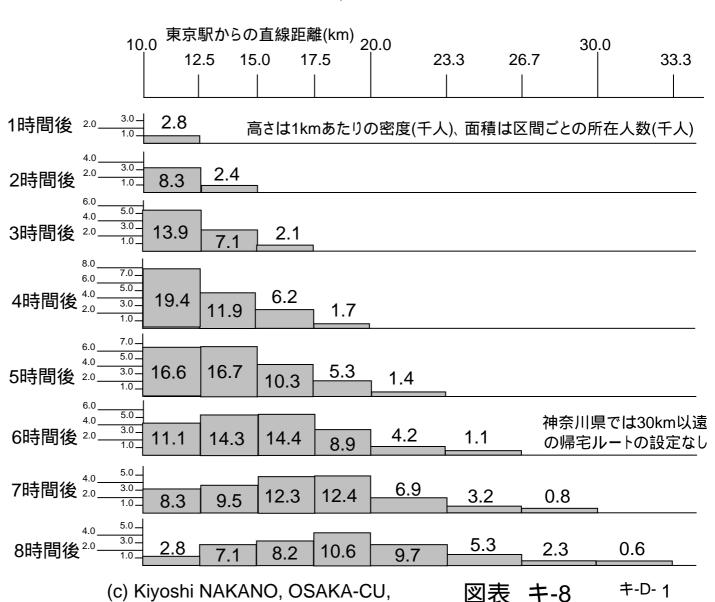
各時間帯ごとの出発、滞在人数

2005 (Hyougo Seminar)

- 10~20km圏では、時速(東京駅からの直線距離での時速とする)2.5km、それ以遠では3.3kmとする。
- 1時間ごとの 帰宅者の塊 が、徐々に帰 宅しながら東 京駅から離 れていく。



通過人数と処理時間

- 1時間に最大1万7000人ほどが通過していくのを、1時間の旅程当たり最小2軒ほどのコンビニエンスストアで対応。2軒に同じ確率で分かれると、9000人弱。1人の処理時間が1秒とすると、3台の機械で、1時間1万800人対応可能。
- 沿道のコンビニ 総計427店舗

| | | 10km ~ 20km | 20km ~ 30km |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| 所在人数 (千人) | 4時間後 | 39.2 | - |
| | 6時間後 | 48.6 | 5.2 |
| | 8時間後 | 28.8 | 15.0 |
| コンビニ店 舗数 | 第一京浜 | 22 | 10 |
| | 第二京浜 | 11 | 2 |
| | 中原街道 | 19 | 1 |
| | 玉川通り・厚 木大山街道 | 14 | 5 |

| ルート名 | ~ 10km | ~ 20km | ~ 30km | 30km ~ |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 第一京浜 | 20 | 22 | 10 | |
| 第二京浜 | 15 | 11 | 2 | |
| 中原街道 | 4 | 19 | 1 | |
| 玉川通り・厚 木大山街道 | 21 | 14 | 5 | |
| 甲州街道 | 24 | 14 | 5 | 5 |
| 井の頭通り· 五日市街道 | 0 | 6 | 16 | 5 |
| 青梅街道·新 青梅街道 | 12 | 21 | 6 | 6 |
| 川越街道 | 12 | 12 | 5 | 3 |
| 中山道 | 16 | 17 | 12 | 1 |
| 北本通り·岩 槻街道 | 2 | 7 | 1 | |
| 日光街道 | 1 | 5 | 6 | 1 |
| 水戸街道 | 7 | 9 | 2 | |
| 蔵前橋通り・ 千葉街道 | 4 | 15 | 10 | 2 |

図表 キ-9 区域所在人数とコンビニエンスストア店舗数

図表 キ-10 旅程とコンビ ニエンスストア店舗数 キ-D-2

非接触ICカードの多目的利用による 所在確認 - - 社会的、法的妥当性

- なりすましの可能性
 - 大規模災害時なので、カードの 紛失、他者による拾得の可能性 は増える
 - カードへの書き込みがなされないので、なりすましのメリットがほとんどない
 - 非常時に、なりすましの愉快犯と なる者は非常に少ない
- 個人情報保護法
 - 氏名情報を用いないのなら、個 人情報保護法に引っ掛かる可能 性なし

• 事業者との合意

- いずれにせよ、交通事業者、電子マネー事業者とユーザーとの間で、「非接触ICカードを所在確認サービスに用いる」という事前の合意を、非接触ICカードの利用開始時に確認するのが、軋轢も少なく、現実的と考えられる

非接触ICカードの多目的利用による 所在確認 - 法的妥当性

- 個人情報の目的外使用か
 - 本論文の仕組みでの非接触IC カードの利用は、個人情報の目 的外使用となる可能性がないと は、いえない。 = 非接触ICカー ドのIDと氏名との対応表を用い ないので、可能性は低い
 - 家族が氏名での検索を希望する場合には、あらかじめ本人の承諾が必要であろう。= セキュリティーを考えると、賢明なやり方とは思えない。= 非常時の、警察力が手薄なときの誘拐

- 統計的利用は個人情報保護違反か
 - 長距離徒歩帰宅者の分布を推 定するデータとして利用可能
 - 個人名を特定せず、計数の対象 とするだけなので、個人情報保 護違反になるとは、思えない
- いずれにせよ、所在確認をサービス として、サービス利用の契約を、非 接触ICカードの利用開始時に実行 するのが、軋轢も少なく、現実的と考 えられる

社会実装上の課題と解決策

- コンビニエンスストア
 - 非常時の役割について、社会 が期待しており、当該主体も自 認している
 - バックアップを含めた通信手段 の確保について、相当程度、進 んでいる = 衛星通信、衛星携帯 電話など
 - 電源の確保についても進んでいる
 - 店の前のゴミ箱の上など、リーダー・ライターの置き場所の確保が、当初は容易=ゴミがあふれてきたときの対処法の検討が必要

• 自動販売機

- 「邪魔者扱い」からの脱却を目指 している
- ある程度厳重に作られている
- 遠隔制御などのための、通信回線の確保が、徐々に進んでいる
- 自販機間の無線LANホッピング により、一部の通信回線が生き ていれば、対応できる可能性
- 非接触ICカードや電子マネー対応携帯電話とのやりとりは、平常時のマーケティングなどにも活用しうる

[補足A]試算手順 [I]

東京23区昼間流入人口内訳 (1995年度)

- [A1]、[A2]から、東京駅10km圏への昼間流入人口を推定 = [A3]
- 東京直下型地震の帰宅 困難者の割合から、買い 物客の割合を推定して、 [A3]を修正 [B2]
- 流入人口の流出元の人口割合から、[B2]を県・ 多摩地区に配分
- 県・多摩地区の帰宅ルートに配分 = [E]
- [B2]のうち、30%が地震 発生後、8時間の間に、 東京駅10km地点を徐々 に出発すると過程 = [F]
- 移動距離は、東京駅からの直線距離で2.5km/hか3.3km/h。徐々に帰宅してルートから離れる

図表 キ-11

```
都心3区昼間流入人口(1995年国勢調査):232万8000人···[A1]
東京23区昼間流入人口(1995年国勢調査):372万4000人···[A2]
東京駅10km圏内 昼間流入人口 320万人···[A3](筆者推定)
帰宅困難者内訳 通勤者227万人、通学者60万人、買物等84万人···[B1]
```

神奈川県97万人、多摩地域65万人、埼玉県105万人、茨城·千葉県95万人···[C]

帰宅支援ルート 神奈川県4ルート、多摩地域3ルート、埼玉県4ルート、 茨城・千葉県2ルート・・・[D]

[C]の比率で分配し、[D]のルート数で割る = 全体に対する各ルート1本の 比率

· 神奈川: 0.067、多摩: 0.060、埼玉: 0.073、茨城·千葉: 0.131···[E]

出発率 0~1時間:0.01、1~2時間:0.03、2~3時間:0.05、3~4時間:0.07、4~5時間:0.07、5~6時間:0.04、6~7時間:0.03、7~8時間:0.01···[F]

【 徒歩移動距離 10km~20km圏:2.5km/h、20km以遠:3.33km/h (いずれも道のりではなく、東京駅からの放射状の直線距離)・・・[G]

[補足A]試算手順 [II]

- http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/SHOUSAI/DATA/70ACFC00.JPG
 - 政令指定都市と東京特別区及び東京都全域の人口流出入比較
- http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/SHOUSAI/70ACF10D.HTM
 - 特別区の昼間流入人口は約372万人、都心3区232万8000人
- http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/018/03/d01300018.html
 - 帰宅困難者合計 通勤者(227万人)、通学者(60万人)、買物客(84万人)
- http://www.soumu.metro.tokyo.jp/04saigaitaisaku/18reiki/tiikibou_hon/hon03_13.pdf
 - 東京都庁 総務 帰宅困難者
- http://www.kedm.bosai.go.jp/japanese/seikahoukoku/h14/III-2_3-5.pdf
 - 帰宅困難者の行動とその対策に関する調査研究

[補足B]非接触ICカードの普及

無記名型と記名型

- 無記名型と記名型(続き)
- 記名のみなら現状で1000万枚弱、無記名 電子マネーEdy のものも使えるのなら2000万枚程度に

- JR東日本

• 基本的には無記名

• プリペイド・カード・タイプ = 無記名

クレジットカードと共用だと、 記名カードとして利用可能

- Suica定期券、ICOCA定期券 = 記名
- 電子マネーや交通チケット、 交通定期券の機能を内蔵し た携帯電話

ビュー・スイカ = 記名

記名ICチップ入り装置とし て利用可能

記名合計 2005年夏で約600万枚

- 非常時にのみ非接触ICチップ のID(IDそのものでなく、変換 テープルを介してもよい)を利 用することを、事業者と利用 者が認めれば、無記名カード も個人識別に利用可能
- 9月6日 JCB、UCとの提携検討発表
- JR西日本
 - 東日本と同様の状況
 - 記名合計 東日本の比率をそのまま 用いると2005年夏で約100万枚前後
- PiTaPa
 - クレジットカード型後払い = 記名
 - 2005年4月で10万枚程度

[補足C] FeliCaのIDの構造

- FeliCaOID
 - ユーザーブロック
 - 各事業者が自由に用いる。 使い方がまった〈違う。同じ 用途に共有して使うのは、 不可能
 - システムプロック
 - ID i = 発券者採番番号 = 事業者が自分の基準で番号をつける。詳細は公開されていない
 - IDm = 製造番号 = チップ1 枚1枚で異なるが、番号の 付け方は、FeliCaなら共通



図表 キ-12

[補足D] 非接触ICカードの普及と記名/無記名 [I]

- 無記名型と記名型
 - 記名のみなら現状で1000万枚弱、無記名 のものも使えるのなら2000万枚程度に
 - JR東日本
 - プリペイド・カード・タイプ = 無記名
 - Suica定期券、ICOCA定期券 = 記名
 - ビュー・スイカ = 記名
 - 記名合計 2005年夏で約600万枚
 - 9月6日 JCB、UCとの提携検討発表
 - JR西日本
 - 東日本と同様の状況
 - 記名合計 東日本の比率をそのまま用 いると2005年夏で約100万枚前後
 - PiTaPa
 - クレジットカード型後払い=記名
 - 2005年4月で10万枚程度

- 無記名型と記名型(続き)
 - 電子マネーEdy
 - 基本的には無記名
 - クレジットカードと共用だと、 記名カードとして利用可能
 - 電子マネーや交通チケット、交通 定期券の機能を内蔵した携帯電 話
 - 記名ICチップ入り装置として 利用可能
 - 非常時にのみ非接触ICチップのID(IDそのものでなく、変換テープルを介してもよい)を利用することを、事業者と利用者が認めれば、無記名カードも個人識別に利用可能

[補足D] 非接触ICカードの普及と記名/無記名 [II]

氏名での検索

- 記名式のカードを用いると、理論的には、所在データベース(カードをかざした時刻、場所、IDに加え、氏名が蓄積される)を、氏名で検索することが可能になる。
- しかし、同姓同名を区別するための仕掛けが必要になる。まった〈同じ住所でも、住所の入力の仕方は、多種多様になるので、こういうときの区別には、まった〈向いていない。
- すると、生年月日か電話番号を使うことになる。カードIDと氏名と生年月日、あるいは、カードIDと氏名と電話番号の入ったデータを、誰がどうやって入力するかが、まず、問題になる。
- ユーザー自身に入力させるのには、カード読み取り機を備えた入力機を用 _意しないといけない。

- 氏名での検索(続き)
 - カードリーダーを自宅に持っている ユーザーは少ないし、カード現物での 確認ができないとなると、ID、氏名、生 年月日などで本人確認するしかなくな るからだ(生年月日を入力させたいの に)。
 - 交通事業者や電子マネー事業者の データベースからの所在確認データ ベースへの生年月日読み込みは、事 前に了承を得れば可能だが、手間が かかる。
 - 非常時にしか使わないデータベースに、個人情報を入れることで、セキュリティー確保のためのコストがどんどん膨らむのは、どう考えても得策ではない。
 - したがって、カードIDのみで検索するように するべきである。